

令和元年9月18日  
(第6回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第	1号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について	----- 1~31
議案第	2号	美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	-----32
議案第	3号	美瑛町税条例の一部改正について	-----33~38
議案第	4号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について	-----39~42
議案第	5号	美瑛町保育所条例の一部改正について	-----43
議案第	6号	美瑛町へき地保育所条例の一部改正について	-----44~47
議案第	7号	令和元年度美瑛町一般会計補正予算について	-----48~60
議案第	8号	令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について	-----61~66
議案第	9号	教育委員会教育長の任命について	-----67
議案第	10号	教育委員会委員の任命について	-----68
認定第	1号	平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	-----69
認定第	2号	平成30年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	-----70
認定第	3号	平成30年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	-----71
認定第	4号	平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	-----72
認定第	5号	平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	-----73
認定第	6号	平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について	-----74
認定第	7号	平成30年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	-----75
認定第	8号	平成30年度美瑛町水道事業会計決算の認定について	-----76
認定第	9号	平成30年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について	-----77
報告第	1号	平成30年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について	-----78~79
報告第	2号	債権の放棄について	-----80

## 議案第1号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年美瑛町条例第1号）の全部を改正する。

### 目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条～第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条～第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (6) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (7) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (8) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (9) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (10) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (11) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (12) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基

準子どもをいう。

- (13) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (14) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (18) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (19) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (20) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (21) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (22) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (23) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (24) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (25) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(26) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(27) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、北海道及び各関係機関との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの

区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

## 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなすこととする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの
  - ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特

定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考を行うに当たって、その方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により町が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保

護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ

(ア) 又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、

77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針及び北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たって

は、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する町への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければ

ればならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項  
（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の

増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・

子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による町への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を

現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を

現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

### 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

##### （利用定員）

- 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年美瑛町条例第4号。以下「家庭的保育事業等条例」という。）第2.8条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等

条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあっては、6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所において、家庭的保育事業等条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにおいては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにおいては共済組合等の構成員(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考を行うに当たって、その方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) 次項に規定する連携協力を行う者との本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者
- 4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の助成を受けているもの
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施

設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設を適切に確保しなければならない。

- 7 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
  - 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができ

る。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが相当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それら

の結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第37条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供

を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による町への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条におい

て」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

### 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

#### (特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章におい

て同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第3項まで」とする。

#### （特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法

第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

#### 第4章 雑則

(委任)

- 第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

- 第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項にお

いて同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(利用定員に関する経過措置)

第3条 小規模保育事業C型にあつては、令和2年3月31日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、連携施設を確保しないことができる。

## 議案第2号

### 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

### 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年美瑛町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町の住民基本台帳」を「本町が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組合せたものであらわされていないもの
- (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項をあらわしているもの

第12条第1項第3号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にとっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 3 号

美瑛町税条例の一部改正について

美瑛町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 1 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町税条例の一部を改正する条例

美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 を次のように改める。

（納税証明書の交付手数料）

第 1 8 条の 4 法第 2 0 条の 1 0 に規定する納税証明書の交付を請求する者は、美瑛町手数料徴収条例（平成 1 2 年美瑛町条例第 2 8 号）に定める手数料を納付しなければならない。ただし、道路運送車両法第 9 7 条の 2 に規定する証明書については手数料を徴しない。

第 5 1 条を次のように改める。

（町民税の減免）

第 5 1 条 町長は、次に掲げる者のうち必要があると認めるものについては、町民税を減免する。

- （1） 生活保護法の規定による保護を受ける者
- （2） 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者  
又はこれに準ずると認められる者
- （3） 学生及び生徒
- （4） 公益社団法人、公益財団法人及びその他これらに類するもの

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日ま

で、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定によって町民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第71条を次のように改める。

（固定資産税の減免）

第71条 町長は、次に掲げる固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第73条の2中「(平成12年美瑛町条例第28号。次条において同じ。)」

を削る。

第81条の7の次に次の1条を加える。

(環境性能割の減免)

第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものについては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第89条及び第90条を次のように改める。

(種別割の減免)

第89条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものについては、種別割を減免する。

- (1) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により著しい損害を受けた軽自動車等
- (3) 生活保護法の規定による保護を受ける者が所有する軽自動車等

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式

- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものについては、種別割を減免する。

- (1) 身体に障害を有する者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有する者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身

体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

第139条の3を次のように改める。

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 町長は、次に掲げる土地又はその取得のうち、必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免する。

- (1) 公益のために直接専用する土地
- (2) 町の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価格並びに税額

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附則第15条の6の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の7 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（町税の減免に関する条例の廃止）

第2条 町税の減免に関する条例（昭和40年条例第2号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 改正後の第51条及び第71条の規定は、令和2年度以後の年度分について適用し、令和元年度分までについては、この条例による廃止前の町税の減免に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

## 議案第4号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例（平成28年美瑛町条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育又は特例保育を受ける1号認定子ども及び特定教育・保育、特別利用教育、特定利用地域型保育又は特例保育を受ける2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある2号認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）を除く。）に係る保育料は、0円とする。
- (2) 特定教育・保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育を受ける2号認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある2号認定子どもに限る。）及び3号認定子どもに係る保育料は、別表による階層区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

第3条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)		
階層区分	定義	標準時間	短時間	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯		0円	
第2	第1階層を除き当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
			ひとり親世帯等以外	0円
第3	市町村民税均等割の額のみ及び市町村民税所得割の額48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等		11,700円
		ひとり親世帯等以外		12,700円
第4	市町村民税所得割の額48,600円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等		14,600円
		ひとり親世帯等以外		15,600円
第5	市町村民税所得割の額77,101円以上97,000円未満の世帯		19,500円	
第6	市町村民税所得割の額97,000円以上169,000円未満の世帯		24,000円	
第7	市町村民税所得割の額169,000円以上235,000円未満の世帯		35,600円	
第8	市町村民税所得割の額235,000円以上の世帯		48,800円	

備考

- 1 所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、

附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。

2 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 教育・保育給付認定保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母で、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）又は生計を一にする子を有する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者

4 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める

療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

5 1による市町村民税所得割の額（以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

6 所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

7 所得割額77,101円未満のひとり親世帯等におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた教育・保育に係る利用者負担の額については、なお従前の例による。

議案第5号

美瑛町保育所条例の一部改正について

美瑛町保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町保育所条例の一部を改正する条例

美瑛町保育所条例（昭和42年美瑛町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳児、幼児その他の児童」を「乳児、幼児及びその他の児童（以下「保育児童」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（保育料の徴収）

第4条 町長は、保育所から保育の提供を受けた子どもの保護者から保育料を徴収する。

2 前項の保育料の額は、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例（平成28年美瑛町条例第3号）第3条第1項に定める利用者負担額に相当する額とする。ただし、町の区域外から入所する保育児童の保護者から徴収する額は、その市町村が定める額とする。

第5条の見出し中「利用者負担額」を「保育料」に改め、同条中「支給認定保護者又は扶養義務者」を「保護者」に、「利用者負担額」を「保育料」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第6号

美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

美瑛町へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町へき地保育所条例の一部を改正する条例

美瑛町へき地保育所条例（昭和43年美瑛町条例第8号）の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定保護者又は扶養義務者」を「保護者」に、「利用者負担額」を「保育料」に改める。

第1条中「又は」を「及び」に改める。

第6条第1項中「へき地保育所」を「町長は、へき地保育所」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

各月初日の保護者の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)
階層区分	定義	
生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律	0円

	第164号) 第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯		
市町村民税 非課税世帯	生活保護世帯を除き当該年度の4月分から8月分までの保育料の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外	0円
市町村民税 課税世帯	分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が左欄の区分に該当する世帯		3,000円

備考

- 1 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- 2 階層区分が市町村民税課税世帯に該当する世帯のうち、所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する

所得割をいう。)の額(ただし、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。以下「所得割額」という。)が57,700円以上の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童を入所させている場合は、2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。

3 保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦(寡夫)控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する母で、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)又は生計を一にする子を有する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が500万円以下である者

5 市町村民税課税世帯であるひとり親世帯以外の世帯のうち、その所得割額が57,700円未満の世帯であって、同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降につい

ては無料とする。

- 6 階層区分が市町村民税課税世帯である世帯のうち、その所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第7号

令和元年度 美瑛町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度美瑛町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,032,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		895,471	55,405	950,876
	2 国庫補助金	587,351	55,405	642,756
14 道支出金		2,157,446	241	2,157,687
	2 道補助金	1,922,150	241	1,922,391
16 寄附金		16,178	4,191	20,369
	1 寄附金	16,178	4,191	20,369
17 繰入金		341,476	58	341,534
	1 繰入金	341,476	58	341,534
18 繰越金		97,261	20,306	117,567
	1 繰越金	97,261	20,306	117,567
19 諸収入		244,001	1,999	246,000
	5 雑入	116,969	1,999	118,968
20 町債		784,700	70,400	855,100
	1 町債	784,700	70,400	855,100
歳入合計		10,880,200	152,600	11,032,800

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,771,682	18,860	1,790,542
	1 総務管理費	1,712,661	18,860	1,731,521
3 民生費		1,327,135	55,171	1,382,306
	1 社会福祉費	569,346	1,164	570,510
	2 児童福祉費	757,789	54,007	811,796
4 衛生費		1,058,014	2,315	1,060,329
	1 保健衛生費	787,913	2,315	790,228
7 商工費		536,232	56,677	592,909
	1 商工費	399,008	56,277	455,285
	2 文化スポーツ振興費	137,224	400	137,624
8 土木費		1,070,283	15,350	1,085,633
	2 道路橋梁費	663,021	15,350	678,371
10 教育費		488,157	36	488,193
	1 教育総務費	220,640	36	220,676
12 諸支出金		460,819	4,191	465,010
	1 普通財産取得費	16,553	4,191	20,744
歳出合計		10,880,200	152,600	11,032,800

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
辺地対策事業	218,100	証券借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	251,700	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
白金エリア再構築事業	( 9,500)				( 39,500)			
美沢へき地保育所整備事業	( 83,000)				( 86,600)			
過疎対策事業	351,500	証券借入 又は証券 発行	3.0% 以内	〃	388,300	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
赤羽下宇莫別線道路整備事業 (ソフト分)	( 10,000)				( 25,000)			
イベント交流推進事業 (ソフト分)	( 26,500)				( 27,900)			
商工業振興事業	( 0)				( 20,400)			
合 計	784,700				855,100			



歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
13		国庫支出金	895,471	55,405	950,876
	2	国庫補助金	587,351	55,405	642,756
		1 総務費補助金	83,886	5,036	88,922
	2	民生費補助金	218,260	49,585	267,845
	3	衛生費補助金	1,566	784	2,350
14		道支出金	2,157,446	241	2,157,687
	2	道補助金	1,922,150	241	1,922,391
		2 民生費補助金	54,394	241	54,635
16		寄附金	16,178	4,191	20,369
	1	寄附金	16,178	4,191	20,369
		1 寄附金	16,178	4,191	20,369
17		繰入金	341,476	58	341,534
	1	繰入金	341,476	58	341,534
		1 繰入金	341,476	58	341,534
18		繰越金	97,261	20,306	117,567
	1	繰越金	97,261	20,306	117,567
		1 繰越金	97,261	20,306	117,567
19		諸収入	244,001	1,999	246,000
	5	雑入	116,969	1,999	118,968
		4 雑入	116,966	1,999	118,965
20		町債	784,700	70,400	855,100
	1	町債	784,700	70,400	855,100
		2 民生債	163,800	3,600	167,400
	4	商工債	61,500	51,800	113,300
	5	土木債	208,900	15,000	223,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	5,036	1 地方創生推進交付金
1 社会福祉費補助金	482	1 地域生活支援事業費補助金
2 児童福祉費補助金	49,103	1 子ども・子育て支援事業費補助金 6,248 2 幼児教育・保育無償化臨時交付金 42,855
1 保健衛生費補助金	784	1 合併処理浄化槽設置費交付金 215 2 母子保健情報連携システム改修事業補助金 569
1 社会福祉費補助金	241	1 地域生活支援事業費補助金
1 寄 附 金	4,191	1 まちづくり寄附金
1 繰 入 金	58	1 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金
1 繰 越 金	20,306	1 前年度繰越金
2 雑 入	1,999	1 光熱水費 657 2 いきいきふるさと推進事業助成金 1,200 3 多面的機能支払交付金事業返還金 142
2 児童福祉債	3,600	1 児童福祉債 (1) 辺地対策 美沢へき地保育所整備事業債
1 商 工 債	51,800	1 商工債 51,800 (1) 過疎対策 (ソフト分) イベント交流推進事業債 (1,400) (2) 過疎対策 (ソフト分) 商工業振興事業債 (20,400) (3) 辺地対策 白金エリア再構築事業債 (30,000)
1 道路橋梁債	15,000	1 道路橋梁債 (1) 過疎対策 赤羽下宇莫別線道路整備事業債

## (歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	1,771,682	18,860	1,790,542	4,551	14,309
	1	総務管理費	1,712,661	18,860	1,731,521	4,551	14,309
		2	一般管理費	66,242	2,777	69,019	
	7	地域振興費	127,261	9,948	137,209	国庫支出金 4,395 繰入金 58	5,495
	12	諸 費	90,143	6,135	96,278	諸収入 98	6,037

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役 務 費	2,777	1 みんなで歩むまちづくり (1) 一般管理事業 12 通信運搬費 (物)
		2,777 (2,777)
1 報 酬	54	1 みんなで歩むまちづくり (1) まちづくり委員会事業
9 旅 費	4	1 審議会等委員報酬 9 委員等旅費
19 負担金補助 及び交付金	9,890	(2) 丘のまちびえい活性化協会補助金 19 補助金 (補) (3) 北海道鉄道利用促進環境整備事業 19 負担金 (補)
		9,948 58 (54) (4) 8,790 (8,790) 1,100 (1,100)
8 報 償 費	4,168	1 みんなで歩むまちづくり (1) 過年度歳入過誤納還付金
12 役 務 費	177	23 償還金利子及び割引料 (補)
23 償還金利子 及び割引料	1,790	(2) まちづくり寄附管理事業 8 報償 (物) 12 手数料 (物)
		6,135 1,790 (1,790) 4,345 (4,168) (177)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源	一般財源		
3		民生費	1,327,135	55,171	1,382,306	53,426	1,745	
	1	社会福祉費	569,346	1,164	570,510	723	441	
		3	障害者福祉費	381,877	965	382,842	国庫支出金	242
							道支出金	482 241
	6	高齢者福祉住宅費	10,030	199	10,229		199	
	2	児童福祉費	757,789	54,007	811,796	52,703	1,304	
		1	児童福祉総務費	401,410	50,207	451,617	国庫支出金	1,104
								49,103
	3	へき地保育所費	150,521	3,800	154,321	地方債 3,600	200	
	4		衛生費	1,058,014	2,315	1,060,329	784	1,531
1		保健衛生費	787,913	2,315	790,228	784	1,531	
		3	予防費	42,208	854	43,062	国庫支出金	285
								569
4		保健センター費	7,002	27	7,029		27	
6	環境衛生費	36,708	1,434	38,142	国庫支出金 215	1,219		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委 託 料	965	1 とともに支え合うまちづくり (1) 地域生活支援事業 13 業務委託 (扶)	965 965 (965)
11 需 用 費	199	1 とともに支え合うまちづくり (1) 高齢者福祉住宅管理運営事業 11 修繕料 (維)	199 199 (199)
13 委 託 料	6,248	1 とともに支え合うまちづくり (1) 施設等利用給付費事業	50,207 1,080
19 負担金補助 及び交付金	43,959	19 負担金 (補) (2) 幼児教育・保育副食費補助事業 19 負担金 (扶) (3) 子ども子育て支援事業 13 業務委託 (物) (4) 施設型給付費事業 19 負担金 (補)	(1,080) 1,104 (1,104) 6,248 (6,248) 41,775 (41,775)
15 工事請負費	3,800	1 とともに支え合うまちづくり (1) 美沢へき地保育所建設事業 15 解体工事費	3,800 3,800 (3,800)
13 委 託 料	854	1 とともに支え合うまちづくり (1) 健康管理システム事業 13 業務委託 (物)	854 854 (854)
11 需 用 費	27	1 とともに支え合うまちづくり (1) 保健センター管理運営事業 11 修繕料 (物)	27 27 (27)
19 負担金補助 及び交付金	1,434	1 安全・安心なまちづくり (1) 合併処理浄化槽設置整備事業 19 補助金 (事)	1,434 1,434 (1,434)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
7							
	商工費	536,232	56,677	592,909	54,298	2,379	
1	商工費	399,008	56,277	455,285	54,298	1,979	
2	商工業振興費	144,100	21,500	165,600	地方債 20,400	1,100	
3	観光費	120,133	33,377	153,510	国庫支出金 641 地方債 30,000 諸収入 1,857	879	
6	イベント推進費	32,725	1,400	34,125	地方債 1,400		
2	文化スポーツ振興費	137,224	400	137,624		400	
6	保健体育総務費	3,970	400	4,370		400	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	21,500	1 足腰の強い産業づくり (1) 美瑛町消費活性化事業 19 補助金 (補)	21,500 21,500 (21,500)
11 需用費	657	1 足腰の強い産業づくり	33,377
14 使用料及び 賃借料	1,380	(1) 観光センター運営管理事業 17 建物等購入費 (事)	140 (140)
15 工事請負費	30,000	(2) 花人街道連携事業 19 負担金 (補)	1,200 (1,200)
17 公有財産購 入費	140	(3) その他観光施設等管理事業 11 光熱水費 (物)	657 (657)
19 負担金補助 及び交付金	1,200	(4) 白金エリア再構築事業 15 整備工事 (事)	30,000 (30,000)
		(5) 体験型観光推進事業 14 賃借料 (物)	1,380 (1,380)
19 負担金補助 及び交付金	1,400	1 足腰の強い産業づくり (1) ヘルシーマラソン事業 19 補助金 (補)	1,400 1,400 (1,400)
19 負担金補助 及び交付金	400	1 まちを動かす人づくり (1) 各種スポーツ大会派遣事業 19 補助金 (補)	400 400 (400)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				・ 特定財源	一般財源		
8		土木費	1,070,283	15,350	1,085,633	15,000	350
	2	道路橋梁費	663,021	15,350	678,371	15,000	350
	2	道路新設改良費	366,709	15,000	381,709	地方債 15,000	
	5	交通安全施設費	46,338	350	46,688		350
10		教育費	488,157	36	488,193		36
	1	教育総務費	220,640	36	220,676		36
	2	事務局費	71,343	36	71,379		36
12		諸支出金	460,819	4,191	465,010	4,191	
	1	普通財産取得費	16,553	4,191	20,744	4,191	
	8	丘のまちびえいまちづくり基金費	16,177	4,191	20,368	寄附金 4,191	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15	工事請負費	15,000	1 安全・安心なまちづくり 15,000 (1) 赤羽下宇莫別線道路改良舗装事業 15,000 15 整備工事(事) (15,000)
19	負担金補助 及び交付金	350	1 安全・安心なまちづくり 350 (1) 街路灯管理事業 350 19 補助金(補) (350)
19	負担金補助 及び交付金	36	1 まちを動かす人づくり 36 (1) 教職員健康管理事業 36 19 負担金(補) (36)
25	積立金	4,191	1 みんなで歩むまちづくり 4,191 (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 4,191 25 積立金(積) (4,191)

## 議案第8号

### 令和元年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,459千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,193千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		50,015	1,459	51,474
	2 雑入	10	1,459	1,469
歳入合計		96,734	1,459	98,193

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		0	1,459	1,459
	1 基金積立金	0	1,459	1,459
歳出合計		96,734	1,459	98,193

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4		諸 収 入	50,015	1,459	51,474
	2	雑 入	10	1,459	1,469
		1 雑 入	10	1,459	1,469

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 雑入	1,459	1 施設運営事業利益納付金	

## (歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3	基金積立金	0	1,459	1,459	
1	基金積立金	0	1,459	1,459	
1	老人保健施設事業基金積立金	0	1,459	諸収入 1,459	

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積 立 金	1,459	1 みんなで歩むまちづくり	1,459
		(1) 老人保健施設事業特別会計基金の運用管理事業	1,459
		25 積立金 (積)	(1,459)

議案第9号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町幸町1丁目3番23号
氏 名	千 葉 茂 美
生年月日	昭和29年2月19日生

議案第10号

教育委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町栄町1丁目3番7号
氏 名	ニツ川 越子
生年月日	昭和23年8月26日生

認定第1号

平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第2号

平成30年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度美瑛町国民健康保  
険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第3号

平成30年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第4号

平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第5号

平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第6号

平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第7号

平成30年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度美瑛町公共下水道  
事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第8号

平成30年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度美瑛町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第9号

平成30年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度美瑛町立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

報告第1号

平成30年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町健全化判断比率の状況

(単位：%)

比率区分	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (黒字)	14.46	20.0
連結実質赤字比率	— (黒字)	19.46	30.0
実質公債費比率	10.3	25.0	35.0
将来負担比率	79.2	350.0	

美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況

(単位：%)

会計区分	平成30年度	経営健全化基準
水道事業	— (資金不足なし)	20.0
病院事業		
公共下水道事業		
老人保健施設事業		

報告第2号

債権の放棄について

美瑛町の債権管理に関する条例第6条の規定により、平成30年度決算において放棄した債権について下記のとおり報告する。

令和元年9月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

内訳

債権の名称 放棄した事由	上水道使用料
死 亡	1件
	33,120円
破産・倒産	3件
	103,658円
合 計	4件
	136,778円

## 選挙第 1 号

### 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行う。

選挙管理委員及び同補充員の選挙における指名推選名簿

区 分	氏 名	住 所
美 瑛 町 選 挙 管 理 委 員	西 出 由 美 子	美瑛町栄町1丁目8番22号
美 瑛 町 選 挙 管 理 委 員	平 田 稔 明	美瑛町栄町4丁目6番24号
美 瑛 町 選 挙 管 理 委 員	白 田 安 弘	美瑛町字明治
美 瑛 町 選 挙 管 理 委 員	矢 野 博 幸	美瑛町中町1丁目3番34号
美瑛町選挙管理委員補充員 (第1順位)	坂 上 安 司	美瑛町本町3丁目2番21号
美瑛町選挙管理委員補充員 (第2順位)	白 川 徳 明	美瑛町字朗根内
美瑛町選挙管理委員補充員 (第3順位)	中 島 千 津 子	美瑛町東町3丁目5番3号
美瑛町選挙管理委員補充員 (第4順位)	江 花 恵	美瑛町字瑠辺薬共和

意見書案第7号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める  
意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和元年9月19日

提出者	議員	八木幹男
賛成者	議員	保田仁
賛成者	議員	高田紀子

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める  
意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みが進められてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
2. 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年9月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿  
復興大臣 殿

(別 紙)

令和元年9月19日

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

東京美瑛会総会及び交流会等

- 1 目 的 住民の負託に応える議員活動に資する。
- 2 派遣場所 東京都 銀座ライオン
- 3 期 間 令和元年11月9日から11月10日まで
- 4 派遣議員 佐藤晴観議長、八木幹男副議長

令和元年9月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

### 所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

### 記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 調査事項  | (1) 総務課の所管に関する事。<br>(2) 政策調整課の所管に関する事。<br>(3) 税務課の所管に関する事。<br>(4) 住民生活課の所管に関する事。<br>(5) 保健福祉課の所管に関する事。<br>(6) 教育委員会の所管に関する事。<br>(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。<br>(8) 監査委員の所管に関する事。<br>(9) 病院事業に関する事。<br>(10) 総務文教に関する事。<br>(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。  |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣   |
| 4 調査期間  | 令和元年9月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外  |

令和元年9月19日

美瑛町議会議長 佐藤 晴 観 様

産業経済常任委員会委員長 野 村 祐 司

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。<br>(2) 農林課の所管に関する事。<br>(3) 建設水道課の所管に関する事。<br>(4) 農業委員会の所管に関する事。<br>(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和元年9月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

令和元年9月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 議会の運営等に関する事項<br>(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等<br>(3) 議長の諮問に関する事項<br>(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和元年9月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |